



甲斐市立玉幡小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

いじめは、どの学年、どの学級、どの児童にも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るものであると同時に、いじめは絶対に許されない行為であるという共通認識を全教職員が持ち、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応・再発防止に取り組むことが重要である。

そこで、本校では、「いじめ防止対策推進法」及び国、山梨県、甲斐市のいじめの防止等のための基本的な方針をもとにして「玉幡小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

明らかに児童等が心身の苦痛を訴えているものだけでなく、けんかやふざけ合いでも、見えない所での被害を想定し、背景にある事情を調査して、いじめに該当するかを判断する。

2. いじめ防止のための組織

いじめ問題への取組や対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要であり、「いじめ防止対策推進法」第22条により次の組織を置く。

いじめ対策委員会（校内生徒指導委員会）

<構成員>

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、必要に応じて、特別支援コーディネーター、養護教諭、関係する児童の学級担任・学年主任等で構成する。また、スクールカウンセラー、市教育委員会教育指導担当等、関係機関や専門機関の担当者を招聘する場合もある。

<役割>

- ①いじめの未然防止に関すること（啓発、道徳教育、学級指導、集団づくりなど）
- ②いじめの発見に関すること（相談窓口、アンケート調査、面談、家庭との連携など）
- ③いじめ事案の調査と対処に関すること（外部との連絡・調整を含む）
- ④その他、いじめ防止の取組に関すること

<開催>

定例の「いじめ対策委員会」は、学期に1回程度開催する。いじめ事案発生時は、臨時に開催する。

3 未然防止の取組

いじめは、どの学年、どの学級、どの児童にも起こりうるものであるとともに、どの児童も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、以下のような未然防止の取組を行う。

1) 一人一人が認められる学級づくり

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる気持ちのある学級づくりに取り組む。またハイパーQ検査を活用し、一人一人の児童の集団の中での状況や学級集団の状況を把握するなかで、すべての児童が安心して生活できる学級づくりにする。

2) わかる楽しさを感じられる授業づくり

分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を味わわせ、すべての児童が自己有用感を感じ自尊感情を育むことができるようにする。

3) 道徳教育及び学級活動の充実

道徳教育の中で、善悪の判断力、他者に対する思いやりの心、友情の大切さ、自分と異なる意見や立場を尊重する態度、だれに対しても差別や偏見を持つことなく公正・公平に接する態度、自他の生命の尊さ、より良い集団をつくろうとする姿勢などを育むようにする。また、学級活動のなかで、集団生活上の諸問題を取り上げ、解決する方法を議論させるとともに、集団の中でより良い人間関係を築く方法について議論させ、いじめを許さない学級集団づくりを行う。

4) 学校行事、児童会活動の充実

様々な学校行事や児童会活動を通して集団への所属感を深め、様々な取組を通して自主性や協調性を育てるとともに、自分自身が所属している学校をより良くしていこうとする意欲や一人ひとりの仲間を大切にしようとする態度を育む。また、委員会活動、クラブ活動、集団登下校や様々な児童会行事の中で異年齢による縦割り班活動を仕組むことによって、上級生が下級生の手本となり優しく指導したり、間違ったことには注意したりする経験を通して、向上心や弱者に対する優しさを育てる。

5) 保護者や地域への働きかけ

授業参観や懇談会、学校開放日や道徳の授業公開などに保護者や地域の方々を招いたり、学校・学年だより、HP等を活用して家庭や地域に情報発信を行ったりして、いじめ問題の現状や本校としての取組を理解してもらうとともに、家庭や地域での話題にしてもらう。また、児童や保護者を対象にインターネットや携帯電話、スマートフォン等の危険性や適切な使い方についての啓発や研修を行い、それらを利用したいじめの予防を図る。

6) 特に配慮が必要な児童についての支援

発達障害を含む障害のある児童、外国籍の児童、他地域からの転入生、特別な個性を持った児童などについては、保護者と連携をとりながら当該児童の特性を踏まえた適切な支援や指導を行うとともに、他の児童や集団との関係性について特に注意して見守る。周囲の児童や集団に対しては、ノーマライゼーションの考えにたって様々な特性や個性を認めることの大切さを指導する。

4 早期発見の取組

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、人目のつかない場所や時間に行われたりするなど、教職員の気づきにくい形で行われることがある。また、加害児童がいじめに該当する行為をいじめと自覚していない場合や、被害児童がいじめられているという自覚がない場合もあることをふまえ、様々な児童の示す変化や危険信号、家庭や外部からの小さな通報を見逃さないようにする必要がある。

早期発見は早期解決につながり、それがいじめの深刻化を防ぐことになる。本校では、いじめを早期に発見するために次の手立てを行う。

1) 日々の児童の様子に目を配る

毎朝出席をとるときの児童の表情や声、健康観察での様子などに留意する。授業中や給食の時間、掃除の時間、休み時間など、児童の行動や友だち関係などに目を配る。少しでもおかしいなと感じたら、休み時間や放課後などに声かけを行う。いじめを受けていそうな児童ばかりでなく、いじめをしていそうな児童の行動にも注意する。

2) 教職員がチームで子どもとの信頼関係を築く

学級担任はもちろん様々な教職員が、様々な形で一人の児童と関わり、児童が日頃から気軽に相談できる環境と雰囲気を整え、児童との信頼関係を築く。教職員全員で児童の訴えをキャッチできるようにする。いじめられている児童ばかりでなく、周囲の児童の些細な訴えも最悪の事態を想定して丁寧に対応する。

3) いじめアンケートの実施し活用する

いじめ発見のためのアンケートを作成し、定期的（毎学期毎）に全校児童に調査を行う。アンケートには、自分に対するいじめと同時に、自分が見聞きたいじめについても記入させる。

4) ハイパーQ.U検査の実施し、分析し活用する

ハイパーQ.U検査を実施し、「侵害行為認知群」や「学級生活不満足群」などに該当した児童と面談を行い、その原因を探り、必要な支援を行う。また、学級集団の問題点やそれを改善するための手立てをチームで検討し、より良い人間関係づくりに取り組む。

5) 保護者との連携を密にする

日々の連絡帳や電話での保護者とのやりとり、家庭訪問や個別懇談などを通して、家庭での子どもの訴えや様子の変化、保護者からの相談に丁寧に対応する。そのために、日頃から保護者との連絡を密に行い、信頼関係を構築する。

5 いじめ事案への対処

※基本的な考え方

いじめが発見された場合には、学級担任だけで抱え込まず、「いじめ対策委員会」を中心に教職員が連携を図り、対応策を確認しながら組織的に対応する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできず、少なくとも、次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめの行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者に対し、面談等を行い確認する。）

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「いじめ対策委員会」は、いじめ解消に至るまで、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

1) いじめを認知した時、または疑いをもった時の対応

教職員はいじめを認知した時、または疑いもった時には、速やかに「いじめ対策委員会」に報告する。関係児童から丁寧に事情を聴取すると同時に、必要に応じて質問票などによる集団調査を実施して事実関係を把握し、記録をとる。事実関係の確認が終了した時点で保護者に報告し、協力を求める。いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせるとともに、再発を防止するため、被害児童やその保護者への支援、加害児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。これらの支援や指導は複数の教職員で行い、必要なら加害児童の別室登校を検討する。また、学校だけで対応できない場合は、外部機関（市教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市子育て支援課、児童相談所、医療機関等、警察など）の協力を得る。犯罪行為であったり、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じたりするような場合は、警察の協力を得る。いじめに係る情報は、加害児童・被害児童双方の保護者と共有する。

いじめを重大な事態と判断したり、その疑いをもったりした場合は、甲斐市教育委員会・中北教育事務所に報告し、甲斐市教育委員会の指示を受けながら迅速・適切な対応を行う。その際は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（H29.3 文部科学省）に従って対処し、調査主体は市教育委員会の指導を受けた本校いじめ対策委員会（校内生徒指導委員会）または市教育委員会が設置した対策委員会が行う。対応については、被害児童及び保護者の切実な思いを理解することを基本に置いて取り組む。また、自らの対応に不都合なことがあっても、すべてを明らかにして真摯な説明を行う。

※ 重大事態とは（次のいずれかに該当する場合）

- ア いじめにより、「心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、
- イ いじめにより「相当の期間（目安は 30 日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
- ウ 児童や保護者から「いじめにより重大な事態が生じた」と申し立てがあったとき」

（「いじめ防止対策推進法」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より）

2) いじめられた児童や保護者への支援

いじめられた児童が悪いのではないという共通認識をもち、被害児童の心身の安全の確保を最優先に考え支援していく。また、プライバシーの保護には十分注意する。保護者にはいじめを認知したできるだけ早く事実関係を報告し、その後の対応もその都度報告する。児童や保護者には、不安を取り除けるような支援を行うと共に、いじめが解消するまで組織的に児童に寄り添った支援と見守りを行う。

3) いじめた児童への指導や保護者への助言

いじめた児童には、いじめは人の心や体、命をも傷つける行為であることを理解させ、自分の行動の責任を自覚させるとともに、被害児童へ謝罪の気持ちを持てるように指導する。さらに、生活環境などいじめた児童が抱える問題やいじめの背景にも目を向け、加害児童が心から立ち直れるような継続的な指導を目指す。いじめの事実が確認できたら、速やかに加害児童の保護者にも連絡し、保護者の理解や納得を得ながら、連携して被害児童への謝罪等の対応ができるよう協力を求める。また、保護者には家庭での児童の指導についての継続的な助言を行う。

4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、知っていたりした児童に対しては、いじめをやめさせたり、誰かに知らせたりするなど、自分ができる最善の行動は何だったのかを考えさせるようにする。また、はやしたてなど同調していた児童に対しては、その行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。いじめの事案と集団の状況を考えて可能ならば、学級、学年、全校などでいじめについて考える場を設け、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという強い意識をもてるような機会にする。さらに、児童全員が集団の一員として互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団作りを進めていく。

5) インターネットや携帯電話、スマートフォン等を利用したいじめへの対応

パソコン、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機などを使ったインターネット上の不適切な書き込み等から発生するいじめは、プライバシーの侵害や個人情報の流出とも関連して、関係児童ばかりでなく他の児童、家庭、学校、地域社会への多大な不安や被害、深刻な影響を及ぼすことから、警察や関係機関とも連携を図りながら迅速に対応を行う。児童や保護者に対しては、こうしたネット等を利用したいじめは法的にも重大な人権侵害に当たることを理解させるとともに、情報モラル教育の充実を図る。

6. その他の留意事項

1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、組織的に対応することが必要である。いじめがあった場合に組織的な対応ができるよう、平素から「いじめ対策委員会」の機能を活用し、早期発見と迅速、誠実、丁寧な対応に取り組む。

2) いじめ問題についての教職員のスキルアップ

教職員がいじめの認知能力を高めたり、いじめの適切な解決方法を学ぶための校内研修を行ったり、いじめ問題に関する外部の研修会に参加したりして、いじめ問題について教職員の知識や技能を高め、実践的なスキルアップを図る。

また、すべての児童が大切にされ、自己存在感や自己有用感を感じられるような授業づくり、思いやりの心があふれる集団づくりに全教職員で取り組む。

3) 地域や家庭との連携

いじめの防止、いじめの早期発見やいじめが発見された場合の対応にも、学校と家庭との連携は欠かすことができない。普段から学級担任は、保護者と児童の様子について何でも語り合える関係をつくれるよう努力する。また、いじめの発生要因に家庭環境が考えられる場合には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、市子育て支援課、福祉事務所、民生児童委員等とも連携をとりながら対応する。

4) 学校評価の活用

学校評価においては、校内のいじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、いじめの未然防止の取組の効果、いじめ事案の早期発見やその後の対応、解消までの取組が適切だったかどうかなどを総合的に評価する。その評価結果を踏まえた上で、いじめ防止対策の改善を行う。

5) 校務の効率化

校務の効率化を図り、一人ひとりの児童と向き合い、児童が相談しやすい雰囲気をつくるとともに、悩みや相談に応えられる時間を確保する。

7. いじめ対策のための年間計画

	会 議	未然防止の取組	早期発見の取組
4 月	職員会議（いじめ防止基本方針の確認）		家庭訪問
5 月	いじめ対策会議①（校内生徒指導委員会）	人権の花 児童総会	ハイパーQ U検査①
6 月		学校評議員会① 情報モラル教室	いじめアンケート①
7 月	いじめ対策会議②		
8 月			
9 月			
10 月	いじめ対策会議③		
11 月		学校評価アンケート	いじめアンケート②
12 月		↓	個別懇談
1 月	いじめ対策会議④	↓	ハイパーQ U検査②
2 月		学校評議員会② 学校関係者評価委員会	いじめアンケート③
3 月			

※毎月の「職員会議」の中では、生徒指導上の情報交換の項目を設け、いじめに関わる事案が発生した場合には情報共有と今後の取組について共通理解を図る。

.....平成 25 年度制定

.....平成 26 年度一部改訂

.....平成 30 年度一部改訂